

一般財団法人への移行と JTEC の役割

去る6月29日、JTEC は一般財団法人への移行申請書を内閣府公益認定等委員会に電子申請致しました。これは平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連3法に則ったものであり、今後の円滑な認可を期待しております。

申請書準備につき御指導・御協力いただきました、旧主務官庁、評議員、理事、賛助会員等の関係の皆様には厚く御礼申し上げます。

そもそも、この度の公益法人改革の目的は「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与すること」とされております。

JTEC は設立以来、通信・放送分野において、当該産業界を中心とする民主導による国際協力活動を通じて、開発途上国の持続的発展及び当該分野における我が国の発展向上等公益の増進に貢献してまいりました。

今日、グローバル化の進展の中、改めて国際相互理解の促進が強調されておるところ、JTEC が長年に亘り実施してきた国際協力活動の重要性は今後一層加速していくものと確信しております。

このような認識を踏まえて、今後の JTEC の事業は、移行後も現在の事業を継続的に実施することにより公益の増進に寄与することが妥当であると判断いたしまして、一般財団法人への移行申請を行いました。

新公益法人制度においては、ガバナンスが強化される一方、法人の自主的・自律的運営が可能となる制度となっております。

これに伴い、新たな機関設計が求められますが、新法人における評議員、理事には、関係の皆様の御理解と御協力により、最も適切な方々をお願いすることができました。

改めて関係の皆様には厚く御礼申し上げます、

一般財団法人認可の暁には、新体制の下、発展途上国の良きアドバイザーとして、且つ、我が国情報通信産業の国際展開の露払い役として事業を展開してまいりますので、関係の皆様には、一層の御指導・御鞭撻の程宜しく御願ひ申し上げます。

小嶋 弘（前専務理事）